

## 電気通信大学学長業績評価実施要項

1. 学長業績評価の期間  
事業年度（4月1日～3月31日）とする。
2. 学長業績評価の時期  
原則として、毎事業年度終了後に学長の業績評価を行う。
3. 学長業績評価の方法
  - (1) 学長選考・監察会議により、学長ヒアリングを実施する。
  - (2) 学長ヒアリングの際には下記の事項について、学長がプレゼンテーションを行う。
    - ・当該期間の自己評価
    - ・今後の運営方針及びビジョン（「学長の次の任期への方針」を含む。）
    - ・学長選考・監察会議からの質問事項
  - (3) 学長プレゼンテーションを受け、質疑応答を行う。
  - (4) 学長ヒアリング終了後、学長業績評価案について審議を行う。
  - (5) 学長業績評価に当たっては、監事の意見を求める。
4. 学長業績評価の際に参考とする資料
  - ・学長選考基準、所信表明
  - ・中期目標・中期計画
  - ・当該事業年度における業務の実績報告書・監事監査報告書
  - ・学長から、学長業績評価を受けるに当たり提出された資料
  - ・その他学長選考・監察会議が適宜必要と認めた参考資料
5. 学長業績評価の結果について
  - ・結果を書面で学長に通知する。
  - ・評価結果については公表する。
6. 再任要請の審議及び選考における活用  
国立大学法人電気通信大学学長選考等規程第 8 条第 1 項に定める学長への再任要請に関する審議及び選考の場合は、学長就任からの学長業績評価を用いる。